

平成28年1月から利用開始

# マイナンバー

# 個人番号制度



マイナンバーは、住民票がある全ての人に付番される12桁の番号です

## 税・社会保障などの手続きで

### マイナンバーの提示（記入）が必要です

役場などの行政手続きの一部でマイナンバーを使います。下表は手続きの例です。具体的な手続きは各担当にお問い合わせください。

税関係	減免申請や、税務署へ提出する書類など
社会保障関係	年金、医療・介護保険、生活保護、障害福祉サービス、児童手当の申請や変更の届けなど
勤め先など	勤めている会社やアルバイト先などへの提示など

なお、税や社会保障の手続きのために、勤務先や契約している保険会社・証券会社などにマイナンバーを提示する必要があります。 ※知らない会社からマイナンバーを聞かれることはありませんので、ご注意ください。

### マイナンバーを記載した書類の提出時には本人確認が必要です

なりすましなどの不正使用を防ぐために、マイナンバーを提示（申請書などへ記入）いただく際に、マイナンバー確認と本人確認を実施します。個人情報保護のため、ご理解とご協力をお願いします。

	マイナンバー確認	本人確認
個人番号カードがある	個人番号カードがあれば、1枚で完了です	
個人番号カードがない	通知カードやマイナンバー入りの住民票など	写真付き（免許証など）は1点、写真無し（年金手帳や保険証）は2点

### 通知カードが届いてない人は3月末までに取りに来てください

平成27年11～12月に、毛呂山町に住民登録している全ての人に「通知カード」を簡易書留で郵送しました。

不在などで受け取れなかった人や、引越などで郵便局に転送依頼をしていた人の通知カードは、役場住民課で保管していますので、受け取りに来てください。なお、受け取りには本人確認書類（写真付きは1点、写真無しは2点）が必要です。



**保管期限** 平成28年3月31日(木)

**受取場所** 役場庁舎1階住民課

**受取日時** 平日午前8時30分～午後5時15分(水曜日は午後7時まで)または、2月20日(土)、21日(日)午前9時～正午、午後1時～4時

**問合せ** 役場住民課戸籍住民係 ☎ (295)2112内線133・134

### 内容に変更があるときは必ずカードを持参してください

通知カードや個人番号カードには、住所や氏名が記載されています。内容に変更がある時はカードに追記が必要です。住所の異動や戸籍の届け出の際には、必ず窓口でカードを持参してください。

### マイナンバーに便乗した詐欺にご注意ください

マイナンバーを語ったメール、電話、訪問には応じず、不審に思ったら下記にご相談ください。

**マイナンバー制度全般の相談** (コールセンター) ☎ 0120 (95) 0178  
**警察相談専用電話** ☎ #9110